

「指定代理請求特約条項」「保険金等の支払方法の選択に関する特約条項」の改定について

ご加入いただいた保険契約の特約条項に、つぎの特則を追加します。

保険契約	特約条項	追加する特則	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平準払商品</li> <li>■ 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）/認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）</li> <li>■ 積立利率更改型一時払終身保険（19）（米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建）</li> </ul>	指定代理請求特約条項	この特約の対象となる保険金等に年金の一括支払を加える場合および指定代理請求人が請求した保険金等を保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金基金に充当する場合にこの特約を付加するときの取扱に関する特則	①
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平準払商品</li> <li>■ 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）/認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）</li> </ul>	保険金等の支払方法の選択に関する特約条項	指定代理請求人が請求した保険金等を年金基金に充当する場合の特則	②

① 指定代理請求特約条項に追加する特則

<p>この特約の対象となる保険金等に年金の一括支払を加える場合および指定代理請求人が請求した保険金等を保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金基金に充当する場合にこの特約を付加するときの取扱に関する特則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等に、年金の一括支払を含めて取り扱いません。</li> <li>2 指定代理請求人が請求した保険金等を保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金基金に充当する場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則第1項第1号に定めるこの特約の締結については、年金受取人が、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項の規定にもとづき年金基金への充当を行った指定代理請求人をあらたな指定代理請求人として指定しこの特約を付加して締結したものとみなして取り扱います。</li> </ol>
---

## ② 保険金等の支払方法の選択に関する特約条項に追加する特則

### 指定代理請求人が請求した保険金等を年金基金に充当する場合の特則

指定代理請求人が請求した保険金等を年金基金に充当する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約が付加されていない場合には、保険金等の受取人の申し出によりこの特約を締結したものとみなして取り扱います。
- (2) 指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約の年金基金に充当する保険金等が指定されていない場合には、指定代理請求人は、請求した保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第6条（年金支払日）第1項の規定にかかわらず、年金開始日は、年金基金設定日とします。
- (4) 指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約の年金の種類が定められていない場合には、年金の種類は、指定代理請求人の申し出によって定めます。
- (5) この特約の年金種類を確定年金とする場合で、指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約の確定年金の型が指定されていないときは、確定年金の型は、指定代理請求人の申し出によって定めます。
- (6) 死亡一時金受取人は、年金受取人の法定相続人とします。ただし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- (7) 第11条（年金または据置保険金等の一時支払）第1項の規定については、年金受取人のほか、指定代理請求人も保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。ただし、指定代理請求特約に定める代理請求の要件を満たす場合に限ります。